

不用決定した消防車両の売却仕様書

1 総則

この仕様書（以下「本仕様書」という。）は、二戸地区広域行政事務組合消防署（以下「当署」という。）が売却する不用決定した消防車両（以下「当車両」という。）について必要な事項を定める。

2 契約期間

契約締結日から起算して 30 日以内（本仕様書記載事項がすべて履行されたと当署が認めるまで。）

3 規格及び数量

不用決定した消防車両	消防資機材搬送車	消防広報車
台 数	1 台	1 台
車 種	トヨタ ハイエース スーパーロングハイルーフ	トヨタ ランドクルーザー プラドTX
登 録 番 号	岩手 88 す 8 1 7 6	岩手 800 さ 3 3 5 3
初 年 度 登 録	平成 8 年	平成 12 年
車 台 番 号	KZH138-0001656	RZJ950035298
型 式	KC-KZH138S	GF-RZJ95W
原 動 機 型 式	1 K Z	3 R Z
排 気 量	2,980 cc	2,690 cc
燃 料 の 種 類	軽油	ガソリン
乗 車 定 員	6 人	8 人
車検有効期間満了日	平成 31 年 4 月 9 日	平成 30 年 5 月 16 日
自 賠 責 期 限	平成 31 年 4 月 22 日	平成 30 年 5 月 17 日
走 行 距 離 (平成 30 年 11 月 1 日現在)	9.7 万km	13.8 万km
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 B 型救急車を改装し用途変更したもの。 ・ ブレーキ故障有り。 ・ 経年使用による汚れ・傷・錆・色あせ等有り。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経年使用による汚れ・傷・錆・色あせ等有り。

4 当車両の所在及び引渡場所

二戸市金田一字上田面 300 番地 2

二戸地区広域行政事務組合二戸消防署敷地内 訓練棟南側脇

5 リサイクル料金

自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金については、下記のとおり預託済み。

預託済みのリサイクル料金は、契約後、当署が発行する納付書により、契約金額とは別に契約者が支払うものとし、本契約金額には含まないものとする。

不用決定した消防車両	消防資機材搬送車	消防広報車
シュレッダーダスト料金	6,250 円	7,020 円
エアバッグ類料金	*****	2,250 円
フロン類料金	*****	2,050 円
情報管理料金	230 円	230 円
預託金合計額	6,480 円	11,550 円

6 その他

- (1) 当車両は現状にて引き渡すものとし、車両、譲渡証明書、リサイクル券(預託証明書等)及び当車両の鍵は、契約金額及び預託済リサイクル料金の納入並びに一時抹消登録が終了した後に引き渡すものである。

また、引き渡しの日時については契約者と当署間で調整の上決定する。

- (2) 契約にあたっては本仕様書を熟知し、疑問な点は当署と十分協議の上契約すること。

また、契約後の一切の質疑は当署解釈に従うこと。なお、質疑応答事項は本仕様書の追補とする。

- (3) 当車両引渡時の搬出(車両移動開始から当署敷地より持ち出すまで)作業等は当署職員立ち会いの上契約者が行い、当車両の搬出及び搬出後において発生したいかなる事故に対してもその責任は契約者が負うものとする。

- (4) 必要としない部材等があった場合、契約者の責任及び負担において法令に則り処分すること。

- (5) 登録抹消等に要する費用は契約者が負担すること。

- (6) 契約者は、当車両引き渡し前に「二戸地区広域行政事務組合」の登録を抹消し、登録識別情報等通知書証明書の写しを提出すること。

- (7) 契約後、30 日以内に当車両の表示(消防名、車両呼称名及び対空表示等)をすべて取り去ること。また、取り去った後も文字が識別できる跡が残った場合は、その跡も塗りつぶし等により識別できないように処理をすること。

- (8) 契約後、30 日以内に当車両の赤色灯、サイレンアンプ、消防章をすべて取り去ること。

- (9) 上記(7)及び(8)を実施したならば、当車両の前後、左右、上方及びキャブ内のサイレン

ランプを取り去った部分の撮影をして提出すること。

- (10) 本仕様書に定めない事項、または細部についての質疑及び不明な事項が生じた場合は、別途協議を行うものとする。
- (11) 当車両の現状確認を希望する場合は、当署に事前連絡した上で日時等調整し、当署員立ち会いのもとで現状確認を行うものとする。

7 連絡先

二戸地区広域行政事務組合二戸消防署

担当 総務係 高峯、先達

電話 0195-26-8119

FAX 0195-26-8121